

## 菊池市競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

### 1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号 石垣メンテナンス株式会社  
代表者 石垣 真  
所在地 東京都千代田区丸の内1-6-5

### 2 指名停止措置の期間

令和元年9月9日から令和元年12月8日まで（3月）

### 3 事実の概要

月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社、日本メンテナンスエンジニアリング株式会社は、東京都が発注する排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社）を受けた（課徴金減免制度の適用あり）。

### 4 指名停止措置の理由

「菊池市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第5号に掲げる措置要件に該当するため。

#### 《指名停止等の措置要領 別表第2第5号》

措置要件	期間
5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
(1) 市内における業務に関する違反行為	12月以上24月以内
(2) (1)以外の業務に関する違反行為	6月以上12月以内

<問合せ先> 菊池市役所総務部契約検査課入札契約係  
電話：0968-25-2016

## 菊池市競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

### 1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号 九州産廃株式会社  
代表者 中田 浩利  
所在地 熊本県菊池市西寺633番地2

### 2 指名停止措置の期間

令和元年9月9日から令和元年10月8日まで（1月）

### 3 事実の概要

九州産廃株式会社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反する行為を行い、同法第19条の4第1項の規定に基づく措置命令を受けた。

### 4 指名停止措置の理由

「菊池市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に掲げる措置要件に該当するため。

#### 《指名停止等の措置要領 別表第2第14号》

措置要件	期間
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

<問合せ先> 菊池市役所総務部契約検査課入札契約係  
電話：0968-25-2016